

令和7年3月24日

### 元保険医療機関への行政上の措置について

令和7年3月14日に開催された中国地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」について、これを妥当とする建議がありました。

これを受け、中国四国厚生局長は、以下のとおり、元保険医療機関の指定の取消相当の取扱いを行いましたのでお知らせします。

#### 1. 取消相当の内容

指定の取消相当となる元保険医療機関

名	称	平松整形外科
所	在	地 広島県広島市中区鞆町13番4号 広島マツダビルB1F
開	設	者 医療法人社団 のぼり会 理事長 平松 伸夫（ひらまつ のぶお）

指定の取消相当年月日 令和7年3月24日

※ 当該保険医療機関は令和7年2月28日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

#### 2. 監査を行うに至った経緯

- (1) 広島県内の複数の保険者から、中国四国厚生局指導監査課に対し、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を受けた医療機関から、保険診療を受けていないにもかかわらず診療報酬が請求されている旨の情報提供が寄せられた。
- (2) 個別指導を実施したところ、院内及び院外でのワクチン接種後の解熱鎮痛薬の予防投与について保険請求されていたこと等が疑われたことから、個別指導を中断し、事業所調査及び患者調査を実施した。その結果、実際は事業所内の接種会場でワクチン接種を行ったのみであり、当該保険医療機関を受診していないにもかかわらず、実態のない傷病名が付されワクチン接種後の解熱鎮痛薬の予防投与について、診療報酬が請求されていることが強く疑われたことから、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和4年11月11日から令和6年3月27日まで計16回の監査を実施した。
- (3) また、監査において、リハビリテーションに関する記録に齟齬が生じていたため、さらに患者調査を実施したところ、当該保険医療機関を受診していないにもかかわらず、診療報酬の請求がされている事象が認められた。

### 3. 取消相当の主な理由

監査において判明した取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。  
(架空請求)
- (2) 保険診療と認められないワクチン接種後の副反応に対する解熱鎮痛薬の予防投与について、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (3) 上記(1)(2)について、不正請求に係る事項を保険医以外の者が診療録に不実記載していた。
- (4) 算定要件を満たさない診療報酬を不当に請求していた。

### 4. 診療報酬の不正請求金額等

監査において判明した不正・不当の金額は、以下のとおり。

- (1) 不正請求 179件(29名) 3,197,588円(平成30年4月分から令和4年3月分まで)
- (2) 不当請求 188件(9名) 1,042,975円(平成29年11月分から令和4年9月分まで)

なお、監査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

### 5. 再指定

原則として、指定の取消相当の日から5年間は保険医療機関の再指定を行わない。

#### (参考) 取消処分の根拠条文

保険医療機関の指定の取消

- ・健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号
- ・平成21年4月13日付け保医発第0413001号厚生労働省保険局医療課長通知の「元保険医療機関等に対する保険医療機関等の指定の取消相当及び元保険医等に対する保険医等の登録の取消相当の取扱いについて」に基づく取扱い